

# 産業廃棄物の種類

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、下表の品目と「輸入された廃棄物」を産業廃棄物といいます。

## すべての業種において産業廃棄物となるもの

種類	主な具体例
廃プラスチック類	弁当のトレー、PETボトル、ポリ袋、発泡スチロール、廃タイヤ等のプラスチック製品
金属くず	飲料用缶等の空き缶、鉄くず等
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	空き瓶、レンガ、かわら、湯のみ等の陶磁器等
汚泥	排水処理汚泥、製造工程から出る泥状物、下水汚泥、ビルピット汚泥等
廃油	潤滑油、鉱物性油、動植物性油、タールピッチ、洗浄用油等
廃酸	硫酸、塩酸、ホルマリン等の酸性廃液
廃アルカリ	アンモニア液、水酸化ナトリウム溶液等のアルカリ性廃液
ゴムくず	ゴムチューブ等の天然ゴムくずに限る
燃え殻	焼却灰、石灰がら、焼却炉の残灰等
鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等の溶解炉かす、不良鉱石等
がれき類	工作物の新築・改築・解体に伴って出るコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトの破片
ばいじん	大気汚染防止法に規定されるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法で規定する特別施設、産業廃棄物処理施設等の集じん施設で集められたもの
木くず	貨物の流通のために使用した木製パレット

## 特定の業種(事業活動)において産業廃棄物となるもの

種類	業種	主な具体例
紙くず	パルプ製造業、紙加工製造業、印刷製造業、製本業、印刷物加工業務等	すべての紙くず
	建設業	工作物の新築・改築・解体に伴って出る紙くず
木くず	木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材業、物品賃貸業	すべての木くず
	建設業	工作物の新築・改築・解体に伴って出る繊維葛
繊維くず	繊維工業(繊維製品製造業を除く)	木綿くず、羊毛くず等の天然の繊維くず
	建設業	工作物の新築・改築・解体に伴って出る繊維くず
動植物性残さ	食品製造業、医療品製造業、香料製造業	原料として使用した動物や植物にかかる固形状の不要物(あめかす、のりかす、パンくず、醸造かす、魚・獣のあら等)
動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場	と殺・解体した獣畜、食鳥処理をした食鳥に係る固形状不要物
家畜のふん尿	畜産農業	牛、馬、豚、ニワトリ、ヤギ、羊等のふん尿
家畜の死体		牛、馬、豚、ニワトリ、ヤギ、羊等の死体

## その他

種類	主な具体例
13号廃棄物	上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、それらの産業廃棄物に該当しないもの(有害汚泥のコンクリート固化化物等)

※ほかに特別管理産業廃棄物(感染性、爆発性、毒性等のある有害なもの)があります。